

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年12月25日 10時38分ごろ
発生場所	鹿児島県与論町与論島北方沖 与論港灯台から真方位054° 2.7海里（M）付近 （概位 北緯27° 04.6′ 東経128° 26.3′）
事故の概要	漁船大金久丸は、東北東進中、漂泊中の遊漁船海姫に衝突した。 海姫は、同乗者及び釣り客が負傷し、左舷船首部外板に亀裂を生じ、大金久丸は、操舵席窓ガラスに破損を生じた。
事故調査の経過	令和元年12月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 海姫、3.6トン ON3-100163（漁船登録番号）、個人所有 9.98m（Lr）×3.06m×1.08m、FRP ガソリン機関（船外機）2基、220.6kW（合計）、平成27年5月 第296-25925号（船舶検査済票の番号） B 漁船 大金久丸、1.2トン KG3-35362（漁船登録番号）、個人所有 7.83m（Lr）×1.88m×0.62m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数40、平成7年2月28日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 37歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成20年7月17日 免許証交付日 令和元年8月9日 （令和7年3月12日まで有効） B 船長B 男性 82歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月5日 免許証交付日 平成27年11月10日 （令和3年2月13日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 2人（同乗者、釣り客）

	B なし
損傷	A 左舷船首部外板に亀裂 B 操舵席窓ガラスが破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波向南東、波高約1.5m、潮汐 下げ潮の末期、 潮流 弱い東流
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人及び釣り客1人を乗せ、令和元年12月25日07時30分ごろ遊漁の目的で、沖縄県国頭村奥港を出港した。</p> <p>A船は、与論島北方沖に08時30分ごろ到着した後、主機を停止した状態で漂流しながらうにんあじのルアー釣りを開始し、北方に流されては主機を始動させて南東進して再び主機を停止した状態でルアー釣りをを行うことを繰り返していた。(写真1～2参照)</p>
	 <p>写真1 A船</p>  <p>写真2 A船のGPSプロッター画面</p> <p>A船は、6回目の南東進で移動していたところ、右舷方500m以上の位置にB船を認めたが、接近して来る様子は感じられなかったため、再び主機を停止した状態で漂流し、船首を北東方に向け、同乗者が中央部に、釣り客が船首部にそれぞれ立って左舷前方にルアーを投げて釣りを開始し、船長が操舵スタンドで立ってルアー釣りの状況を</p>

確認していた。

船長Aは、A船が北方に流されながらルアー釣りを行っていたところ、左舷船尾方約300～400mの位置にB船を再び認め、B船がA船に向かって来るように見え、B船との距離が約100～200mになった頃、B船が北東方に変針してA船の左舷方を通過する針路となったので、B船がA船に気付いて変針したものと思い、同乗者及び釣り客と共にB船の動向を見ていた。

A船は、B船が左舷方約20m～30mの距離を北東進していたところで右転してA船の左舷中央部に向かってきたので、船長Aが主機を始動して後進し、同乗者及び釣り客と共に大声で叫んだ後、同乗者が船尾方に逃げ、釣り客が船首部の手すりにつかまった状態で、10時38分ごろB船の船首部が左舷船首部に衝突した。

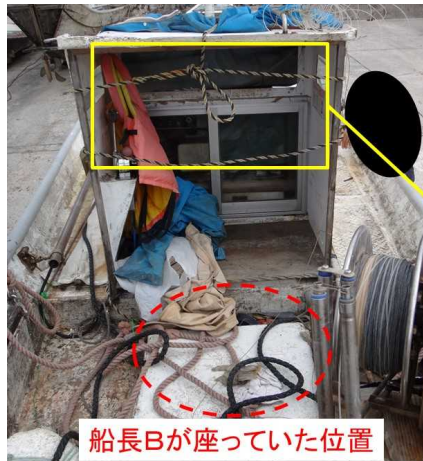
船長Aは、衝撃で跳ね返ったB船が更に前進し、再度B船の船首部がA船の左舷船首部に衝突した後、B船が左回頭して停止したところで船長Bが船尾部に座っているのを確認した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、08時00分ごろ与論町与論港^{ちやばな}茶花地区を出港し、与論島北西方沖で、右舷船尾部から釣り糸を投入して約5ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で航行しながら約1～2Mの範囲を行き来してさわらひき縄漁を行った後、与論島東方沖に移動することとした。

船長Bは、さわらひき縄漁を行いながら移動することとし、操舵室後部の甲板上に座った状態で約5knの速力で東北東進し、食事をとろうと下を向いていたところ、衝撃を感じ、流木に乗り揚げたのかと思い、周囲を確認したところ、船尾方にいるA船を見て、A船と衝突したことを認めた。(写真3～4参照)



写真3 B船



座った状態での前方の見通し状況

船長Bが座っていた位置

写真4 B船の操舵室の状況（船尾方から撮影）

船長Aは、同乗者及び釣り客に負傷がないかを確認し、釣り客が胸が痛いと言ったので、10時48分ごろ所属の漁業協同組合担当者に、本事故の発生を連絡し、与論港茶花地区に入港することを伝え、救急車の手配及び海上保安庁への通報を依頼した。

A船は、B船に与論港茶花地区に入港する旨を伝えて入港した後、釣り客及び同乗者を救急車に引き継ぎ、釣り客が右胸部打撲、同乗者が左上腕打撲とそれぞれ診断された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

A船は、与論島北方沖で月1回遊漁を行っており、ろうにんあじを釣る場合、主機を停止し、漂泊して遊漁を行っていた。

船長Aは、B船の速力が約10knで、B船を認めてから衝突するまで、速力は変わっていないと感じていた。

B船は、‘船尾甲板にある舵軸につながれたロープ’（以下「本件ロープ」という。）で舵板を操作して変針する仕組みとなっており、本件ロープを持たずに航行した場合、波などの影響により容易に変針してしまうことがある。（写真5参照）



舵板

舵軸

本件ロープ

写真5 B船の舵の状況

船長Bは、ふだん、操舵室後部の甲板に座ったまま操船し、操舵席の窓ガラス越しに前方を見たり、左右に体を動かして前方を見たりして周囲の見張りを行っていた。

	<p>船長Bは、これまでの経験から、波高が約1.5mあれば与論島の漁船は出港していないと思い、また、与論島北方沖に遊漁船が来ているのを見たことがなく、本事故発生前にも他船を認めなかったため、周囲に他船がいないと思い、前方の見張りを行っていません。</p> <p>船長Bは、操舵室後部の甲板上に座った状態で、食事をとろうとしていたため、本件ロープから手を放していました。</p> <p>船長A及び船長Bは、本事故発生場所付近の海域が、波と潮流がぶつかって不規則な波が発生する状況であったと感じていました。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、与論島北方沖において漂流中、左舷船尾方からA船に向かって航行するB船の動向を認めた際、B船が変針してA船の左舷方を通過すると思って漂流を続けていたところ、B船が右転してA船の左舷中央部に向かってきたので、危険を感じて主機を始動して後進とし、大声で叫んだものの、B船の船首部が左舷船首部に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、与論島北方沖を東北東進中、船長Bが、周囲に他船はいないと思い込み、操舵席後部の甲板上に座った状態で本件ロープから手を放したまま航行を続けたことから、右転してA船に接近していることに気付かず、A船の左舷船首部に船首部が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、波高が約1.5mあるので与論島の漁船は出港していないと思い、また、与論島北方沖に遊漁船が来ているのを見たことがなく、本事故発生前にも他船を認めなかったため、周囲に他船がいないと思い込んでいたものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、操舵席後部の甲板上に座った状態で本件ロープから手を放して航行を続けたことから、波などの影響により変針してA船に接近したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、与論島北方沖において、A船が漂流中、B船が東北東進中、船長Aが、B船の動向を認めた際、B船が変針してA船の左舷方を通過すると思って漂流を続けていたところ、船長Bが、周囲に他船はいないと思い込み、操舵席後部の甲板上に座った状態で本件ロープから手を放したまま航行を続けたため、右転してA船に接近していることに気付かず、A船の左舷船首部に船首部が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、他船がいないと思わず、常時、周囲の見張りを適切に

	<p>行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 舵軸につながれたロープ等で舵板を操作して変針する船舶は、波などの影響により変針しやすいので、常時、ロープ等を持って操船すること。
--	---

付図1 事故発生場所概略図

